



広 運 整 第 2 9 1 号
平成26年10月24日

公益社団法人 広島県バス協会会長 殿

中国運輸局広島運輸支局長



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、中国運輸局長から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、貴会会員に周知方お願いします。



中国技技第503号

平成26年10月17日

広島運輸支局長殿

中国運輸局長



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、自動車局長から別添のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に対し周知徹底を図られたい。



国 自 技 第 78 号

平成 26 年 10 月 9 日

中国運輸局長 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 26 年国土交通省告示第 976 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）
（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記 1. ～40. （略） 41. 適用関係告示第9条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 <u>（1）平成28年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</u> <u>（2）平成28年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</u> 42. ～65. （略） 66. 適用関係告示第14条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成29年10月9日以降に製作された自動車であって次に掲げる自動車とする。 <u>（1）平成29年10月9日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く）</u> <u>（2）平成29年10月8日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更のないもの</u> <u>（3）平成29年10月9日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年10月8日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のない</u>	記 1. ～65. （略） 41. 適用関係告示第9条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 <u>（1）平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</u> <u>（2）平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</u> （新規）

もの

附 則

本改正規定は、平成26年10月9日より施行する。